

## 令和7年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業実施要領

### (目的)

第1条 県は、この要領及び令和7年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより、県内中小企業者等のCO2排出量の削減や再生可能エネルギーの創出・貯蔵（蓄電）につながる設備投資に対し、令和7年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金を交付することにより、エネルギー使用量とCO2排出量の同時削減や負上げ原資の確保を図るとともに、脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進する。

### (補助対象者)

第2条 令和7年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業（以下「補助対象事業」という。）の対象者（以下「補助対象者」という。）は、別表のとおりとする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、工場・事業所等の脱炭素化・ゼロエネルギー化に資する次の設備投資とする。ただし、第2号のみの設備投資は補助対象事業から除くものとする。

#### (1) 省エネルギー設備

#### (2) 創エネルギー設備・蓄エネルギー設備

### (補助対象期間等)

第4条 補助対象事業の補助対象期間は補助金交付決定の日から令和8年12月25日までの間とし、補助対象経費等は要綱第3条の規定のとおりとする。

### (採択基準)

第5条 補助対象事業は、CO2排出量の削減効果や事業計画の実現性等を総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。

### (補助金交付対象者の決定に関する手続き)

第6条 次の各号に掲げる手続きにより補助金交付対象者を決定するものとする。

- (1) 補助対象事業による補助を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式第1号）に、関係書類を添えて、県に提出する。
- (2) 県は、前号による申込書等の提出があったときは、事業計画の内容等を審査の上、補助金を交付する候補事業（以下「候補事業」という。）を決定する。
- (3) 県は、候補事業の決定について、申込者に通知する。
- (4) 申込者は、候補事業について、補助金の交付申請をする場合には、交付申請書（要綱第5条第1項に規定する様式第1号）を提出する。
- (5) 県は、前号に規定する交付申請書が提出された場合には、事業計画の内容等を審査のうえ、交付決定する。

### (補助)

第7条 県は、補助金交付対象者が実施する事業に対して、令和7年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金を交付する。

### 附 則

この要領は、令和7年12月24日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象者は、次の(1)から(6)に掲げる要件をいずれも満たす者とします。

(1) 愛媛県内に主たる事業所を有する下記 a の対象となり得る者、かつ、下記 b の業種及び要件を満たす中小企業者等であること

a. 対象範囲

対象となり得る者	対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社)</li> <li>・士業法人</li> <li>・中小企業組合</li> <li>・医療法人</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・学校法人</li> <li>・個人事業主</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、歯医者、助産師</li> <li>・系統出荷による収入のみである個人農業者 (個人の林業・水産業者についても同様)</li> <li>・一般社団法人、公益社団法人（医療法人や社会福祉法人に類するものを除く）</li> <li>・一般財団法人、公益財団法人（医療法人や社会福祉法人に類するものを除く）</li> <li>・宗教法人</li> <li>・農事組合法人</li> <li>・特定非営利活動法人</li> <li>・申請時点で開業していない創業予定者</li> <li>・任意団体</li> </ul>

b. 業種及び要件

業種	要件
ア. 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
イ. 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
ウ. サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
エ. 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下
オ. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
カ. 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が200人以下
キ. 医療、福祉業	常時使用する従業員の数が300人以下
ク. 教育、学習支援業	常時使用する従業員の数が300人以下
ケ. その他業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下

(2) 「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度」の認定企業または同制度への申請を行った事業者であること

(3) 優良事例として選定された場合に事例公表に協力できること

県内事業者の脱炭素化に向けた取組みを促進するため、他の事業者の参考となる案件（補助事業）について、優良事例としてホームページ等で紹介することから、事例公表へのご協力をお願いいたします。補助事業者が望まない場合、会社名を特定できない形で公表することも可能です。

(4) 県税に未納がないこと

(5) みなしだ企業でないこと

次のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

a. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

b. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

c. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※1 資本金及び従業員数がともに(1)に定義する中小企業者等の数字を超える場合、大企業に該当します。

※2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

(6) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人でないこと